

議案第92号

市長及び副市長の給与等に関する条例及び富士見市教育委員会教育長の
給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

市長及び副市長の給与等に関する条例（昭和44年条例第14号）及び富士見市教育委員会教育長の給与等に関する条例（昭和44年条例第13号）の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和2年11月24日提出

富士見市長 星野光弘

提案理由

市長、副市長及び教育長の期末手当の支給割合を改定するため、市長及び副市長の給与等に関する条例及び富士見市教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、この案を提出します。

市長及び副市長の給与等に関する条例及び富士見市教育委員会教育長の
給与等に関する条例の一部を改正する条例

(市長及び副市長の給与等に関する条例の一部改正)

第1条 市長及び副市長の給与等に関する条例（昭和44年条例第14号）の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「100分の197.5」を「100分の192.5」に改める。

第2条 市長及び副市長の給与等に関する条例の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「100分の192.5」を「100分の195」に改める。

(富士見市教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部改正)

第3条 富士見市教育委員会教育長の給与等に関する条例（昭和44年条例第13号）の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「100分の197.5」を「100分の192.5」に改める。

第4条 富士見市教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「100分の192.5」を「100分の195」に改める。

附 則

この条例は、令和2年12月1日から施行する。ただし、第2条及び第4条の規定は、令和3年4月1日から施行する。